

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 概要

1 改正の背景

近年、FTTH アクセスサービスを提供する電気通信事業者とインターネットサービスプロバイダの関係や、仮想移動通信サービスを提供する電気通信事業者（以下「MVNO」という。）と移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者（以下「MNO」という。）の関係において、連携サービスの取組等の変化が生じているほか、携帯電話・PHSの番号ポータビリティ（以下「MNP」という。）を利用した競争が見られるなど、電気通信サービスの更なる高度化・多様化・複雑化が進展しており、これらに関する情報を的確に把握することが必要となっている。

また、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」（以下「情報通信審議会答申」という。）において、移動通信サービスに関する競争の促進、利用者の利益の確保等に向けて、利用者一人当たりのデータ通信量、販売奨励金の支出状況等を定期的に把握することが適当とされているほか、SIMロック解除について「利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当」とされており、その状況を的確に把握する必要がある。さらに、固定通信と移動通信等の連携、同一グループ内での電波利用の連携、垂直統合型のサービス等、電気通信市場における既存の枠組みを超えたサービスが提供される等の新たな動向が見られることから、これまで以上に市場の分析・検証を深め、事後規制の実効性を担保する等、適切な行政運営プロセスを確立・実施することが重要との意見も示されているところである。

これらを踏まえ、市場環境の変化に対応し、電気通信事業分野の市場動向の適切な分析・検証に必要な情報を把握するため、ひいては適切な行政運営の確保を通じた2020年代に向けたICT基盤政策の推進に向けて、電気通信事業報告規則について改正を行うものである。

2 改正の概要

改正事項及びその概要は以下のとおり。

① 一契約当たりの通信量等及び料金プランごとの契約数の把握

【改正等を行う条項】

第2条の2、様式第20の2、様式第20の3（新規追加）

【改正の内容と理由】

情報通信審議会答申を受け、各事業者の設定するデータ通信に係る利用者料金プランが実際の利用実態と合致しているかを検証するため、3.9世代携帯電話アクセスサービスの一契約者が一ヶ月間に利用するデータ通信量の分布及び料金プラン

ごとの契約数を把握することとするもの。

② 契約代理業者への支払金支出状況の把握

【改正等を行う条項】

第4条の2、様式第23の2（新規追加）

【改正の内容と理由】

情報通信審議会答申を受け、電気通信事業者の契約代理業者への支払金支出状況の実態を把握し、適正な事業運営及び公正な競争を確保に係る検討に資するため、契約代理業者への支払金及び販売奨励金の月次支払額を把握することとするもの。

③ SIM ロック解除状況の把握

【改正等を行う条項】

第10条、様式第30（新規追加）

様式第3第1表（第10条の追加による修正）

【改正の内容と理由】

情報通信審議会答申を受け、各事業者によるSIMロック解除の取組状況を確認するため、毎四半期内に発売された移動端末設備の種別数うち、SIMロックが設定されていないもの、SIMロックを解除することが可能なもの及び実際の解除件数を把握することとするもの。

④ インターネット接続サービスに係る FTTH アクセスサービス提供事業者別契約数の把握

【改正等を行う条項】

様式第7

【改正の内容と理由】

FTTH アクセスサービスを提供する電気通信事業者とインターネットサービスプロバイダの関係を的確に把握・分析し、競争状況の評価に資するため、インターネット接続サービスのプラン別（従量制・課金制）契約数のうち、FTTH アクセスサービスに係るものについて、サービスを提供している事業者名ごとの契約数を把握することとするもの。

⑤ 仮想移動電気通信サービスの回線提供事業者別契約数の把握

【改正等を行う条項】

様式第15の2

【改正の内容と理由】

MVNO と MNO の関係を的確に把握し、競争状況の評価に資するため、MVNO 契約数について、MNO ごとの内訳を把握することとするもの。

⑥ 番号ポータビリティの実施数の把握

【改正等を行う条項】

様式第 28

【改正の内容と理由】

電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）で義務付けを行っている MNP について、年度ごとの MNP 実施数の推移、契約数に対する利用率等を分析することで、今後の電気通信番号政策や競争政策に関し、更なる利用者の利便性向上や競争環境の進展等に資する施策の企画・立案に活用するため、その実施数を把握することとするもの。

3 施行期日

公布の日から施行し、報告期限が平成 27 年 4 月 1 日以降である報告から適用することとする。

ただし、改正の概要のうち①及び③の事項については、報告期限が平成 27 年 7 月 1 日以降である報告から適用することとする。